

自転車で危険行為を繰り返すと（過去3年に2回以上）、

「自転車運転者講習」を受けなければなりません

道路交通法が改正されています【平成27年6月1日から】

〈滋賀県土木交通部交通戦略課〉

危険行為を繰り返す

違反の検挙

講習の受講命令

講習の受講

受講命令に違反すると
5万円以下の罰金

「自転車運転者講習」を受ける対象となる危険行為〈14項目〉

1 信号無視



2 遮断踏切の立入り



3 指定場所一時不停止



4 歩道での歩行者妨害等



5 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転



ブレーキがないビストバイクの例

6 酒酔い運転



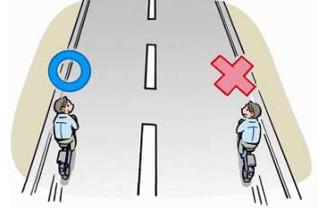
7 通行禁止道路の通行



8 歩行者用道路での歩行者妨害



9 右側通行等



10 路側帯での歩行者妨害



11 直進車、左折車の通行妨害等



12 左方優先、優先道路の通行車妨害等



13 環状交差点での通行車妨害等



14 安全運転義務違反



交通ルールを守ってね！

